

2025年度 第4回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2026年2月18日（水）18時30分～20時30分

町田市庁舎2階 2-1会議室

【1】開会

【2】報告事項

- (1) 「(仮称) 町田市障がい者プラン27-32」の策定について
- (2) 2025年度障がい者計画部会活動報告
- (3) 2025年度就労・生活部会活動報告
- (4) 2025年度相談支援部会活動報告
- (5) 2025年度（仮称）町田市手話言語条例検討部会活動報告
- (6) 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」制定後の障がい理解啓発活動の報告
- (7) 第2回・第3回協議会での日中サービス支援型グループホームの評価結果について

【3】議事

- (1) 日中サービス支援型グループホームの今後の評価について

【4】その他

【5】閉会

【配布資料】

- ・ 2025年度第4回町田市障がい者施策推進協議会 次第
- ・ 資料1 「(仮称) 町田市障がい者プラン27-32」の策定について (当日配布)
- ・ 資料2 2025年度障がい者計画部会活動報告
- ・ 資料3 2025年度就労・生活支援部会活動報告 (当日配布)
- ・ 資料4-1 2025年度相談支援部会活動報告
- ・ 資料4-2 障がい者支援センター・地域生活支援拠点相談支援事業所の相談事例から見える地域課題整理 (案)
- ・ 資料4-3 町田市自立支援協議会のイメージ(案)
- ・ 資料5 2025年度(仮称)町田市手話言語条例検討部会活動報告
- ・ 資料6 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」制定後の障がい理解啓発活動の報告 (当日配布)
- ・ 資料7 日中サービス支援型グループホームの評価結果について
- ・ 資料8 日中サービス支援型グループホームの今後の評価について

次回の協議会について

2026年度 第1回町田市障がい者施策推進協議会

日程：2026年5月頃 (未定)

「(仮称) 町田市障がい者プラン 27-32」の策定について

1 目的

町田市障がい者プラン 21-26 で取り組んできた、障がい者の地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みづくりや障がい理解の促進・差別解消等を一步進めるとともに、新たに生じた課題及び社会情勢の変化に対応した、より実効性のある市民に分かりやすい計画にすることを目的に、(仮称) 町田市障がい者プラン 27-32 を策定します。

2 計画策定の背景

我が国においては、障害者総合支援法の施行以降、様々な障害福祉サービスの充実が図られてきました。また、現計画策定から今日に至るまでに、障がい者の情報取得に関する法律の施行、障がい者の雇用促進、障がい者差別の解消及び障害福祉サービスに関する法改正といった変化がありました。

このような変化に加えて、障害福祉サービスの利用者数及び事業所数は年々増加傾向にあります。これは、社会での障がいへの理解促進などにより、これまで潜在的だったニーズが顕在化したことや、多様なサービスが創設されたことなどが背景にあります。障害福祉サービス利用者数の増加によって自分らしく生きることへのニーズは多様化・細分化しており、障がい者の社会参加の促進につながる一方で、サービス提供体制への大きな負担となっています。限りある資源の中で多種多様なニーズに応えていくためには、必要な事業を見極めて実施していくことが求められています。

町田市障がい者プランの上位計画である町田市地域ホッとプランでは、「地域でささえあい誰もが自分らしく暮らせるまちだ」という基本理念のもと、他分野の関係機関が協力して対応し、切れ目のない支援を行い社会からの孤立を防ぐことや、障がい者支援人材の確保や質の高い支援を行うための方策及び事業内容の検討等の取組を掲げ、様々な主体がそれぞれに合った形でつながり、そこで生み出された活力をもとに地域課題の解決に取り組んでいます。

加えて、現計画では、町田市地域ホッとプランにおいて掲げている障がい者施策の取組の方向性に沿った取組のほか、障がい者雇用の促進のため、町田市役所内に各課から請け負った軽作業等を集約したワークサポートルームの新設等、障がい者の地域生活を支える仕組みづくりや「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定・施行等の障がい者差別をなくすために障がい理解の推進などに取り組んできました。

全国的に障がい者の社会参加や地域移行が進められている中で、町田市では、その推進のために様々な主体が「自分ゴト」として地域課題の解決に取り組み、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分の役割や活動の機会が得られ、自分らしく暮らすことができるまちの実現を目指しています。

[国内法等の整備状況]

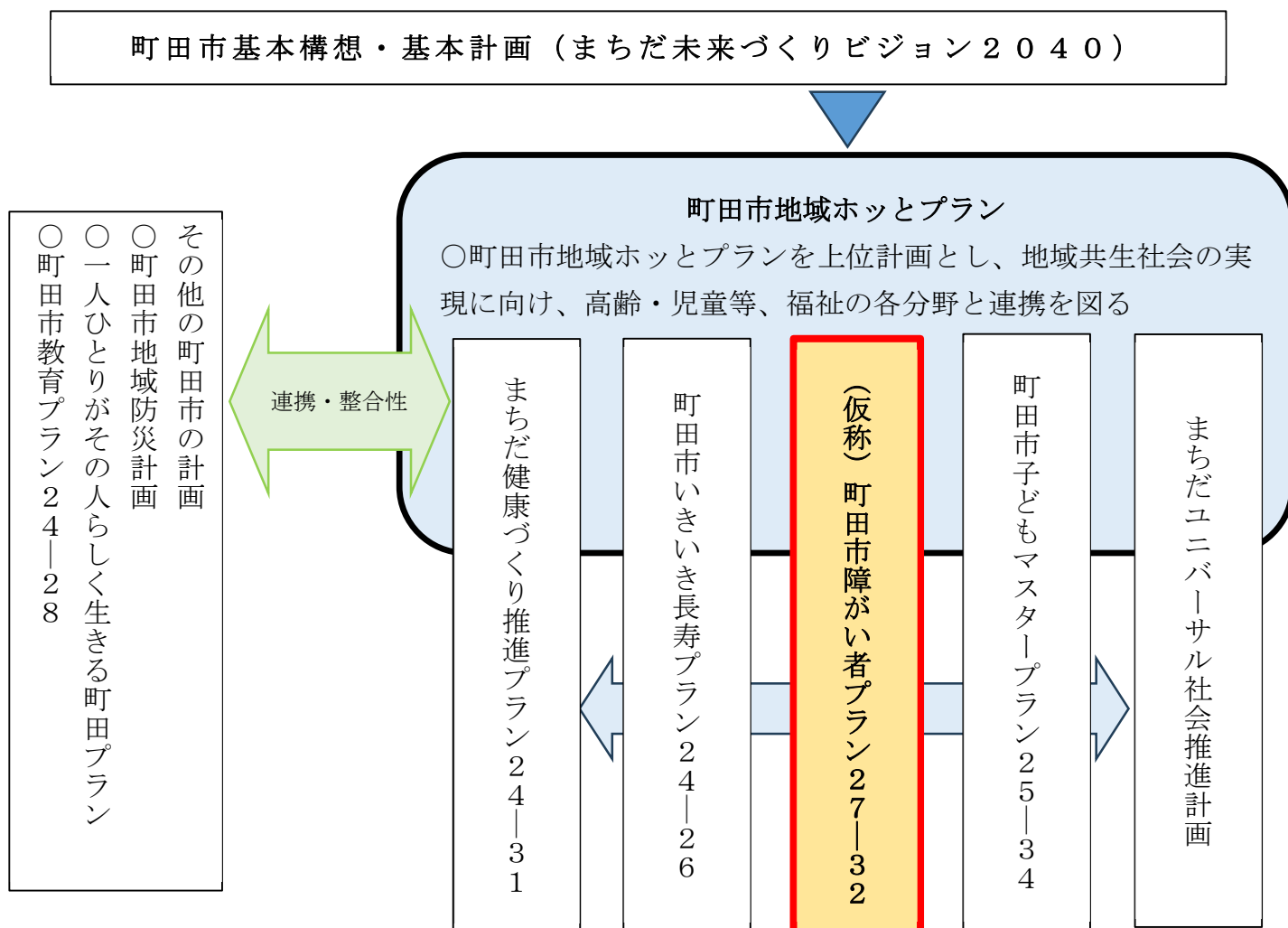
- ・ 2022年 5月 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行
- ・ 2024年 4月 改正障害者雇用促進法 施行
- ・ 2024年 4月 改正障害者差別解消法 施行
- ・ 2024年 4月 改正障害者総合支援法 施行
- ・ 2024年10月 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例 施行
- ・ 2025年 6月 手話施策推進法 施行

3 計画の位置づけ

(1) 町田市の関連計画

この計画は、町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」のもとに位置づく部門計画のひとつで、施策7-1「一人ひとりの個性を大切にする地域をつくる」と連動しています。

「協働による地域社会づくり」と「地域福祉」の推進を目的とした「町田市地域ホッとプラン」の下位計画のひとつとして位置づけ、子ども、高齢・介護、保健・医療分野の計画との有機的な関係を特に意識して策定されています。(図表1)



図表1

(2) 法的位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画（町田市障がい者計画）」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画（町田市障がい福祉事業計画）」を一体的に策定したものであり、町田市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

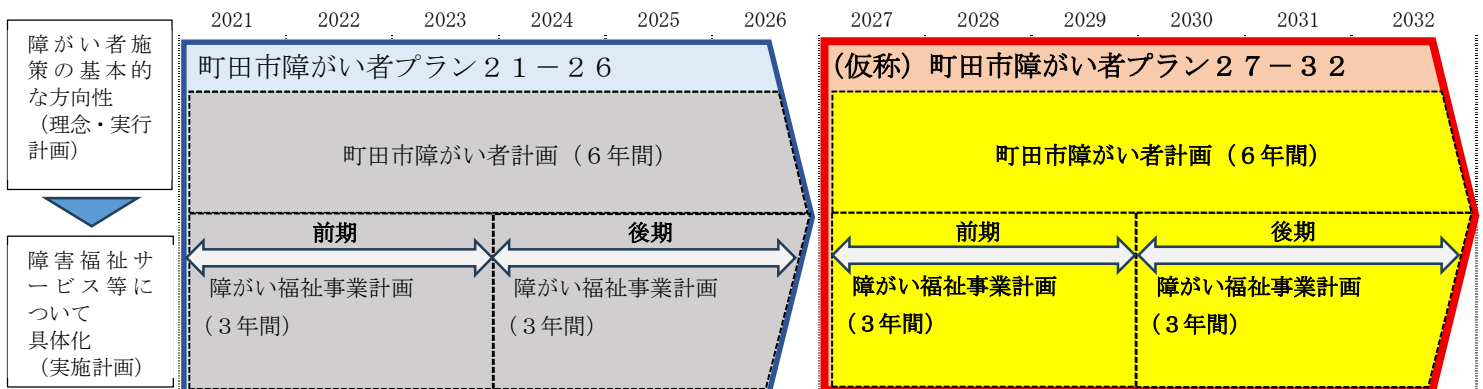
	法的な位置づけ	計画の性格	策定の内容	
町田市障がい者計画	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	障がい者施策の基本計画	障がい者施策の基本理念や方向性	基本的な方向性を具体化するための施策や事業（実行プラン）
町田市障がい福祉事業計画	障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画（国から指針が示される）	障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、短期入所など）の見込量や達成目標	

(3) 計画の対象者

障がい者及びその家族、障がい者の支援者、事業者、市民



4 計画期間



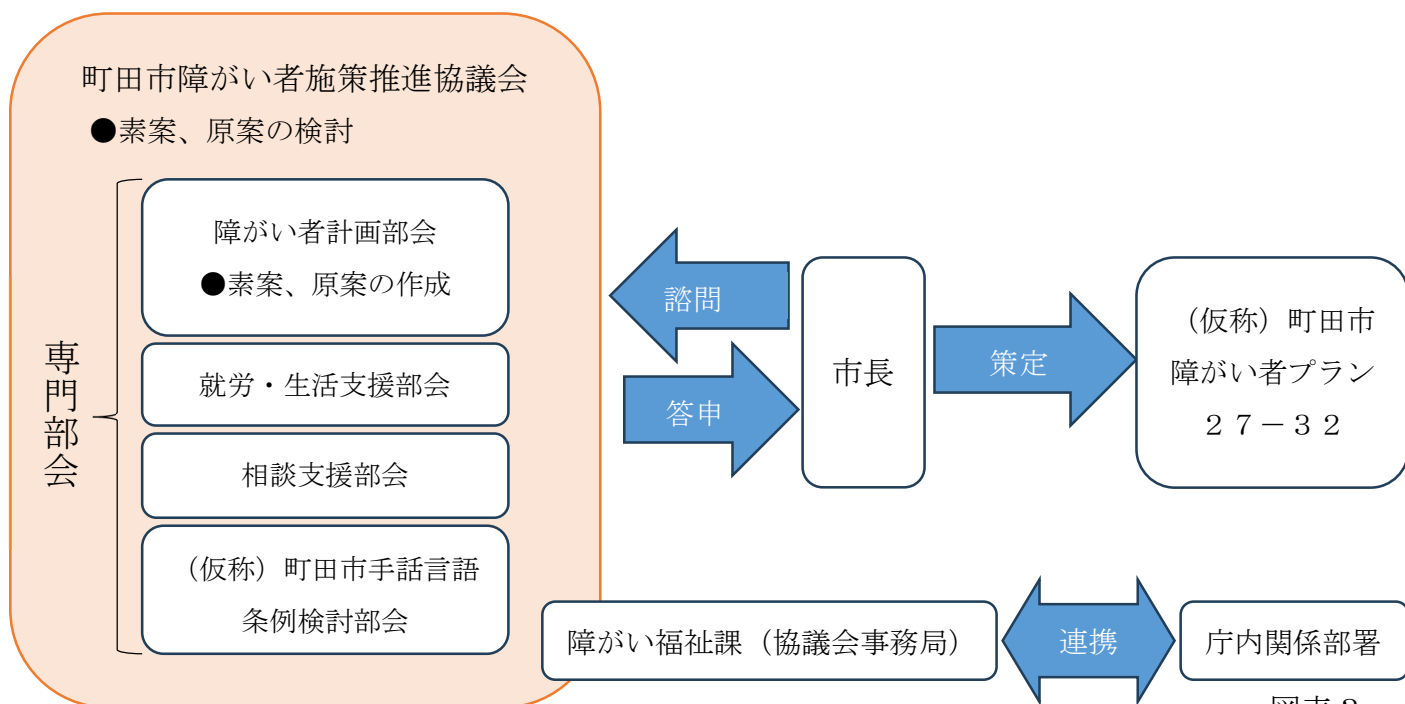
計画期間は2027年度から2032年度までの6年間です。2027年度から2029年度までの3年間を前期、2030年度から2032年度までの3年間を後期としています。（図表2）

5 計画策定の進め方

計画原案の作成は、町田市障がい者施策推進協議会（以下、「協議会」という。）へ諮問します。

協議会は計画作成の専門部会として有識者や障がい当事者等で構成する「障がい者計画部会」を設置し、素案、原案の作成を行います。他の専門部会である就労・生活支援部会、相談支援部会及び（仮称）町田市手話言語条例検討部会の意見も踏まえて作成した素案、原案を協議会で検討し、市長へ答申します。（図表3）

策定にあたっては、分野が広範にわたることから、各関係部署と連携を図りながら検討を進めていきます。



図表3

策定した計画は、町田市障がい者施策推進協議会と専門部会にて進行状況を管理します。

6 「(仮称) 町田市障がい者プラン27-32」策定スケジュール

	障がい者施策推進協議会	障がい者計画部会		事務局	議会
		全体会	作業部会		
2025年度 2月	●計画策定のスケジュールの共有				
3月					行政報告 ●方針の説明
2026年度 4月		第1回 ●2025年度実績の振り返り(重点施策) ●計画構成の確認 ●基本理念及び基本方針の検討 ●分野別現状確認・課題の検討			
5月	第1回 ●計画策定に係る諮問 ●計画構成の確認 ●現状・課題の整理	第2回 ●分野別現状確認・課題、の検討 ●取組の検討			
6月			第1回 ●2025年度実績の振り返り(障がい福祉事業計画) ●国の基本指針の共有 第2回 ●サービス見込量の検討・確保方策の検討		
7月	第2回 ●検討状況の報告	第3回 ●作業部会の内容の共有 ●取組の検討			
8月	第3回 ●パブリックコメント用素案の検討	第4回 ●作業部会の内容の共有 ●取組の検討	第3回 ●サービス見込量の検討・確保方策の検討		
9月		第5回 ●パブリックコメント用計画素案の検討			行政報告 ●パブリックコメントの実施について
10月	第4回 ●パブリックコメント用素案の検討・承認			経営会議 ●素案の承認	
11月					●パブリックコメント実施
12月					行政報告 ●パブリックコメント結果報告
1月	第5回 ●パブリックコメント実施結果の報告 ●答申案の承認	第6回 ●パブリックコメント実施結果の報告 ●答申案の作成			
2月	市長へ答申			策定起案	
3月					行政報告 ●計画の説明 計画策定

図表 4

2025年度障がい者計画部会活動報告

1. 障がい者計画部会の目的

「町田市障がい者計画」及び「町田市障がい福祉事業計画」※の検討、進捗管理を行うこと

※町田市においては、上記計画を一体化し「町田市障がい者プラン21-26」を策定しました。現在は「第6次町田市障がい者計画」及び「町田市障がい福祉事業計画(第7期計画)」の「町田市障がい者プラン21-26(後期計画)」期間にあたります(2027年3月31日まで)。

2. 会議の内容

【第1回(2025年5月22日開催)】

- 2025年度障がい者計画部会の予定について確認しました。
- 「町田市障がい者プラン21-26(後期計画)」における重点施策の2024年度実績の振り返りを行いました。
特に「重点施策6 重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定」では生活介護事業所の利用者数と定員数の実態や評価について、「重点施策8_(仮称)ワークサポートルームの設置と雇用の拡大」では町田市役所における法定雇用率の状況について、「重点施策15 避難体制の充実」では障がいがある人が避難する場合の配慮の考え方などについて意見がありました。
- (仮称)町田市障がい者プラン27-32の策定に向けたスケジュールを共有しました。
- 事務局から、2025年度から(仮称)町田市手話言語条例の検討に着手することの報告がありました。
- 事務局から、町田市障がい者施策推進協議会(各部会含む)の委員任期満了(2025年10月末)に伴い、2025年11月に委員改選を行うことの報告がありました。

【第2回(2025年8月13日開催)】

- 第1回障がい者計画部会に引き続き、障がい者プラン21-26(後期計画)における重点施策の2024年度実績の振り返りを行いました。
「重点施策6 重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定」の評価を見直すべきという意見がありました。
- 「町田市障がい福祉事業計画(第7期計画)」の2024年度実績の振り返りを行いました。
障害福祉サービスの見込量と実績値の比較を行う中で、重度訪問介護の支給決定状況や居宅介護ヘルパー不足のため本来サービスを利用したくても利用できない潜在的ニーズがあるとの意見がありました。
- 事務局から、(仮称)町田市障がい者プラン27-32において計画の体系のイメージが共有されるとともに、基本理念、基本目標を町田市障がい者プラン21-26から継承する方向性であることが示されました。

【第3回(2025年10月22日開催)】

- 事務局から、第1回及び第2回での障がい者プラン21-26(後期計画)「重点施策6_重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定」の評価見直しについての意見を踏まえて、「サービス実利用者数を上回る施設定員総数となっている現状において、施設ごとの利用者数の差異の要因や課題を把握し、重い障がいがある人の日中活動支援のニーズに応える方策を検討する必要がある」ことから、以下の点を加筆修正しました。
- 2024年度の「取り組んだことによる成果」には、「施設ごとにみると、長く運営している施設など定員数を超過する実利用者数の施設があるのに対して、小規模の施設では、実利用者数が定員数を下回る現状にあることがわかりました」を加筆修正し、「2025年度の課題」は、「・生活介護については、実利用者数を上回る定員総数の状況を維持できるように新規開設を促す取り組みを継続していく必要があります。・施設ごとの利用者数の差異の要因や障がいの状況や課題を把握し、重い障がいのある人の日中活動支援のニーズに応える方策を検討する必要があります」に内容を修正し、2024年度評価を「◎」から「△」に修正したことの報告がありました。
- (仮称)町田市障がい者プラン27-32に向け、各委員が日常や働く現場で感じている課題、暮らしにくさなどについて自由討議し、以下の多岐にわたる意見がありました。
 - ① **人材確保・育成**
福祉分野全般における深刻な人材不足への抜本的対策、専門性の高い支援員育成。
 - ② **暮らしの場の確保と支援**
専門的なグループホーム・避難所設置、重度訪問介護の制限緩和、8050問題への対応。
 - ③ **権利擁護と社会参加**
手話言語条例の推進、移動支援の充実、就労継続支援B型の工賃向上のための市の優先調達強化。
 - ④ **教育・早期支援との連携**
幼児期からの支援強化による強度行動障がい等の未然防止。

3. その他

2026年度障がい者計画部会は9回開催予定(作業部会含む)

- 「町田市障がい者プラン21-26(後期計画)」の2025年度実績の振り返り
- (仮称)町田市障がい者プラン27-32の検討・答申案の作成

2025年度就労・生活支援部会活動報告

1. 就労・生活支援部会の目的

障がい者の就労支援を進めるために、市を含めた関係機関による就労支援ネットワークの構築や就労支援に関する情報共有を図ることを目的としています。

2. 会議の内容と成果

【第1回(2025年5月29日開催)】

- ・2025年度就労・生活支援部会の予定について確認しました。
- ・就労・生活支援センターにおける新規就労者数の2024年度実績の振り返りを行いました。市内3センターの2024年度新規就労者数は計59名で、前年比でほぼ横ばいの実績でした。また、支援状況については、定着支援が増加しており、企業におけるナチュラルサポートが難しく課題が多い等、支援機関と企業の役割分担や連携についてご意見がありました。
- ・第6次町田市障がい者計画・町田市障がい福祉事業計画(第7期計画)における2024年度実績の振り返りを行いました。(町田市障がい者プラン21-26後期計画(2024~2026)重点施策就労分野の取組結果や、障がい福祉施設から一般就労への移行者数等)
- ・「町田市障がい者プラン21-26後期計画(2024~2026)」重点施策7「障がい者雇用の促進に関するとりくみ」の2025年度取り組みについて検討しました。訪問先の選定理由等について、ご意見がありました。

【第2回(2026年2月5日開催)】

- ・町田市役所における障がい者雇用の状況について職員課から報告がありました。2025年度の障がい者雇用率は2.4%となり、法定雇用率(2.8%)未達成、不足者数は14人となりました。採用後1年以内の離職者数は昨年度に続き0人で、目標達成となりました。主に、雇用拡大に向けた体制について、「雇用率達成を目指すために、今後どのように採用を進めるのか」というご質問があり、「ワークサポートルームをはじめとして職員課が率先して雇用を増やしていくと同時に、庁舎全体、各課に働きかけを行い、障がいのある職員を確実に採用していくための取り組みを行う予定。また、業務特性上、採用が難しい環境の職場にも様々な手段を通じて働きかけを行うなど、粘り強く採用活動を進めていきたいと考えている。」と回答がありました。
- ・2025年12月8日に開催した障がい者雇用セミナーの結果について、町田商工会議所から報告がありました。町田公共職業安定所から「障害者雇用の現状と支援策等について」の説明がありました。また、株式会社ローランズ代表取締役の福寿様から、ご自身の経験を事例とともにお話しいただき、障がい者雇用の現状ならびに中小企業における障がい者雇用の推進についてのシンポジウムを開催しました。44名が参加し、当日のアンケート結果は講座の満足度81点となりました。アンケートでは、「町田市の障がい者雇用がより活発になれば良いと思う」、「講師のお話は法定雇用率を達成する以上に当事者にとって夢のある内

容だった」などのご意見がありました。また、今後希望する講座として、「ブックオフの特例子会社の取り組み」、「支援機関との連携に関する内容」などが挙げられました。

・町田市における求職・就職状況、障がい者就職面接会の実施結果等について、町田公共職業安定所から報告がありました。新規求職者数は前年同期比で増加の傾向で、とくに精神障がい者の割合が多い傾向があります。

・2025年度企業訪問結果(学校法人 2 ヶ所、医療法人社団 2 ヶ所、株式会社 1 箇所)について、事務局から報告がありました。訪問に同行した部会委員からは、「障がい者雇用の促進に向けて更なる働きかけが必要だと感じた」、「説明する支援機関側も工夫をして丁寧に伝えることが大切だと思った」、「訪問後、問い合わせがあったので今後につながったら良いと思う」などの感想をいただきました。

・「(仮称)町田市障がい者プラン27-32」策定スケジュール(案)について、事務局から協議会、計画部会、就労・生活支援部会の主な開催予定や諮問から答申までの大まかな流れについて説明がありました。

・就労選択支援事業について事務局から、制度の目的や背景、対象者などの事業概要と町田市での実施状況の報告がありました。

3. 2026 年度の開催予定

・2026 年度就労・生活支援部会は 2 回開催予定

・「町田市障がい者プラン21-26 後期計画(2024~2026)」2025 年度実績の振り返り

・「町田市障がい者プラン21-26後期計画(2024~2026)」2026年度の取り組みについて

・「(仮称)町田市障がい者プラン27-32」の策定検討状況についての報告等

・各就労支援機関からの報告

2025年度相談支援部会活動報告

1 相談支援部会の目的と開催経過

<目的>

- ・相談支援事業のネットワークづくり、及びそれぞれの事例の問題解決に向けたシステムづくりを検討していく。
- ・町田市の相談支援の現状を踏まえ、町田市としての相談支援のあり方や問題点を把握し、検討を深めていく。

【今年度の取り組み項目】

- (1) 障がい者支援センター連絡会の中で収集・整理された情報（障がい者支援センターが開催するネットワーク会議等の内容や、地域生活支援拠点等から提出された地域課題（地域体制強化共同支援加算記録書の相談事例を含む））を共有し、整理。
- (2) 課題解決に向けた協議の場として相談支援部会が適切と考えられる多くの課題に対して取り組みの順位付け。取り組み方法を検討。
- (3) 自立支援協議会としての機能構築の提案（運営会議等）
- (4) 「緊急時予防・対応プラン」の運用・普及について検討

<開催>

- ① 5月29日（木）
- ② 10月10日（木）
- ③ 1月23日（金）

作業部会

- ① 6月18日（水）
- ② 7月22日（火）
- ③ 8月26日（火）
- ④ 12月2日（火）

2 会議の内容と成果

(1) 相談事例からみえる地域課題の整理と解決に向けた取り組みを検討

地域で行われている各連携会議の報告を共有

「障がい者支援センター・地域生活支援拠点等相談支援事業所の相談事例から見える地域課題」を課題ごとに解決に向けた達成目標を段階別に示し、解決にむけて協議する場を提案。課題も多く、作業部会を3回行い整理した。（別紙）

(2) 相談支援部会として取り組む課題について検討

相談支援部会として取り組むべき課題の優先順位・取り組み方について作業部会を1回行い、順位付けを行った。（別紙）

そこからまずは地域で事例を積み上げていくために、相談支援専門員が困難ケースの支援について相談をし、地域課題を抽出するための事例検討の場を作ることとした。

（重点施策9「相談支援体制の強化」関連）

(3) 自立支援協議会の機能構築の提案

町田市の自立支援協議会機能の在り方を検討し、課題の整理や取り組みを検討する運営会議等の形態を提案。(別紙)

(4) 「緊急時予防・対応プラン」の運用について

2023年度に完成した「緊急時予防・対応プラン」を周知することを目指して、相談支援事業所連絡会で、実際作成するワークを行い、少しずつでも普及できるよう進めていく旨を確認。

4 2026年度に向けて(3回を予定)

- (1) 課題を検討するために相談支援部会としての取り組み
障がい者支援センターの地区会議等で事例検討を開催し、相談支援部会で報告。
GHや通所の職員も一緒に考えられるようなフォーマットや意識づくりを検討。
- (2) 各会議体からの課題の抽出・整理
- (3) 自立支援協議会の機能をもつ体制の提案
- (4) 相談支援指針の更新
- (5) 地域生活支援拠点のありかた検討(緊急時・予防プラン普及継続)

別紙①(資料 4-2)「障がい者支援センター・地域生活支援拠点等相談支援事業所の相談事例から見える地域課題の抽出、整理」

別紙②(資料 4-3) 町田市自立支援協議会のイメージ案

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			【1】	【2】	【3】	
① 【2】	支援困難事例の解決に向けた相談や検討の場が不足している (十分に活用されていない、十分に機能していない) <人材の確保・養成、体制づくり>	<ul style="list-style-type: none"> 本人の周囲の人はサービスにつながってほしいと考えているが、本人はサービス利用の必要性を感じていない 親が障がいのある本人の介助（支援）に他者が加わることを拒む 本人の選択が大きなリスクをはらんでいて、どこまで自己決定を尊重すべきか悩む 暴言などの問題行動がある利用者の対応に困っている 暴力的な言動から警察に通報することが度々ある サービス提供事業所から、本人のサービス利用が安定しないとの相談が障がい者支援センターに度々入る 被害妄想や自己の過大評価があり障害福祉サービスの利用が定着せず、支援関係を結べない 	定例の「相談・検討の場」が身近にある ⇒現在開催中の地域会議で事例検討の場を定例的にできるか、障がい者支援センター連絡会で実施に向けて検討 ⇒地域生活支援拠点会議の活用と連携 ⇒事例としては困難事例だけではなく、好事例も共有する	地域全体の相談支援事業所やサービス提供事業所が定例の「相談・検討の場」を認識して活用している	相談支援専門員（支援者）が定例の「相談・検討の場」のネットワークを活用して、相談者（利用者）の希望実現や課題解決を図る支援チームを迅速につくっている	【1】障がい者支援センター連絡会で地域の会議内容を検討し、事例検討の場の設置にむけていく ⇒【相談支援部会】へ報告 ⑥⑦⑩⑫と関連
②	緊急事態を予防する（社会資源を活用した自立に向けた）相談・支援が十分に行えない、行われていない（促進する環境が整っていない） <体験の機会>	<ul style="list-style-type: none"> 介護者であった親が病気になる、これまで通りの介護をできなくなったが、サービス利用等の提案を受け入れられない 本人のケガにより、生活拠点を遠方のグループホームに変更しなければならず、本人の意向を十分に汲み取れなかった 緊急時、不測の事態に備えたサービス利用等の本人や家族の動機づくりができない 元気な高齢の親が「本人の介護は自分で行える」「本人と離れるのが心配」と、本人のサービス利用を受け入れられない 高齢の両親が本人の今後を心配しているが、本人は困っておらず本人の相談に至らない 緊急事態発生リスクが高いことを把握していたが、備える必要性を共有できず緊急事態に至ってしまった 6030家庭の想定外の緊急時対応を行った。緊急時予防・対応プランに記載できない情報が役立つことがあった 高齢の親の緊急事態は想定していたが、家庭の重要な支え手であったきょうだいの緊急事態を想定しておらず生活が立ち行かなくなった 自分の緊急事態に備え、取引先金融機関の行う有料の見守り・財産管理・任意後見・緊急かけつけなどのサービス利用を開始した 	緊急事態予防（自立生活実現）の視点を入れたサービス等利用計画、緊急時予防・対応プラン等の計画が作成されている ⇒相談支援事業所連絡会で、いくつかピックアップしてやってもらう。まずは部会メンバーの法人の事業所で1名から ⇒かけはしが進んでいるので先進事例として共有、年度内。第3回の連絡会で共有、感想を聞き様式を検証	緊急時予防・対応プランの有効性を検証し様式を更新している	緊急事態予防（自立生活実現）の視点を入れたサービス等利用計画、緊急時予防・対応プラン等の計画が作成され、計画に基づいた備えがされている （数値目標：障害福祉サービス利用者の〇〇%） ⇒以下は達成目標の④にするかモニタリング検証が実施され、その成果が関係者で共有されている 個別避難計画が作成されている 計画に基づいて訓練（シミュレーション）を実施し計画が更新されている （数値目標：障害福祉サービス利用者および当該計画対象者の〇〇%）	【1】【2】相談支援事業所連絡会を通して実際作成し、意見をあげてもらい、ブラッシュアップしていく ⇒【相談支援部会】へ報告
③	発達の遅れや障がいのある児童のライフステージや生活状況に応じた切れ目のない支援が困難な実態がある <体制づくり>	<ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援を利用していたが、利用が安定せず中断し相談支援機関との関係も途絶えてしまった 特別支援学校や特別支援学級←学級との連携はなく、「子どものころから支援できていればこうはならなかった」ケースも軽度の人が多い。選択について適切な助言を受けることができず、本人の障がい深刻化してしまっ 家族と2人暮らしの児童。その家族が急逝し生活環境が激変してしまっ。様々な支援機関が要支援家庭であることを認識していたが介入できなかった 	関係する支援機関が出席する個別支援会議が開催され、支援方針検討と役割分担が行われている ⇒個別の事例によって異なるので、まずは事例の蓄積を行う ⇒中心となる機関（キー事業所）を選定していく	福祉・保健・医療・教育などの多支援機関の間で相互に役割が理解され、支援の導入や支援方針検討、役割分担が円滑に行われている（仕組みや体制が整備されている）	「療育記録ノート」が地域全体で活用されている ・本人、保護者、支援者で共有 ・ライフステージの変化に対応して情報と支援が引き継がれている 途切れない支援ができている ライフステージに応じた支援モデルが作成され、地域全体で活用されている	⇒計画策定のタイミングをとらえ、子どもの計画策定の会議に、自立支援協議会から提案を行う ⇒子ども子育て会議への提案 子どもと教育・福祉の連携に向けて
④	障害者福祉制度利用の根拠はないが制度の狭間で障がい者支援センターが対応している事例がある	<ul style="list-style-type: none"> マンション所有者から、「住人である子どもに対する苦情で困っている、子どもには障がいがあるかもしれない」との相談が入り対応している 障がいの認定はないが精神・知的障がい起因すると思われる生活上の困りごとがあり対応している 	実績を可視化して連携が可能な社会資源情報が共有されている例) <ul style="list-style-type: none"> 福祉制度利用根拠なし 労働問題 ペットの保護 住民間トラブル ⇒〇ごとでの対応事例が蓄積されたら共有 ⇒実績が見えると相談に繋がりがよくなり窓口としての機能も強化される	制度の狭間を埋めて支援をするための情報交換の場があり、支援チームづくりが行われている	困りごとの内容や福祉分野によらずに相談を受け、適切な支援機関や社会資源をコーディネートする総合相談窓口が機能している	まちだ福祉〇ごとサポートセンターとの連携会議 ⇒各地区での会議が開かれるようになったら支援センターから相談支援部会等へあげてもらう

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			【1】	【2】	【3】	
相談	⑤ 制度や支援の狭間にも連携して対応できる仕組みが整っていない ＜体制づくり＞	<ul style="list-style-type: none"> 生活上の困りごとが、どのような障がいや疾病に起因するものなのか、どの医療機関、支援機関にも判断がつかず、支援が進まない 精神科領域の専門的治療の継続的な利用が困難で福祉サービスの利用につながらない 疾病によりが日常生活に介助が必要な状態にあるが、障害福祉サービス、介護保険サービスともに対象外で支援を受けることができない 困りごとはあるが、障がい児者を対象とした支援機関を利用することに抵抗がある 生活課題が多岐にわたり、支援チームのコーディネートを誰がするのか定まらず、支援が進捗しない 生活上の困りごとが障がいに起因するものなのか分からず、支援を進めるべきなのか判断が難しかった 	<p>複数の支援機関が互いの支援範囲にのりしろを持って、柔軟に役割分担をして支援をする事例を蓄積している</p> <p>⇒人に起因するものではなく組織として対応できるか</p>	<p>柔軟に役割分担をして支援をした好連携事例を共有する場が定期的に設けられている</p> <p>⇒各地域会議で困難事例と合わせて好事例の蓄積をしていく</p>	<p>好連携事例を有効な支援モデルとしてを地域全体で活用している</p> <p>⇒ロールモデルとしてのびあサポーター、ピアカウンセラーの育成</p>	<p>【1】障がい者支援センター連絡会で地域の会議内容を検討し、事例検討の場の設置にむけていく</p> <p>→【相談支援部会】へ報告</p> <p>①⑦⑩⑫と関連</p>
	⑥ 障害福祉サービス等の社会資源活用に向けた関係づくりや動機づくり支援 ＜体制づくり＞	<ul style="list-style-type: none"> 本人の希望とニーズに大きな乖離があり、本人の希望に沿うことが、結果的に困りごとを大きくすることになってしまう 本人の周囲の人が困っているが、本人は困っておらず、支援をするための関係をつくることができない 本人の意向を確認し同意のうえでサービス利用の手続きを進めたが、納得しておらず苦情になってしまった 家族は児童の入所施設利用に抵抗があったが、相談員が家族と共に情報収集や見学、体験をすることで、家族の施設イメージが変わり、利用希望が出された 本人は生活状況が悪化しているが医療や福祉サービスの利用を拒んでいる。関係機関と近隣住民で分担して安否確認をしている 	<p>関係機関が本人や家庭の状況に応じた支援チームを構築し、分担して社会資源活用に向けた動機づくりの相談・支援をしている</p> <p>本人や家庭の動機や気持ちに応じた相談支援モデルや活用できる社会資源の一覧がある</p> <p>⇒当事者団体とのつながり、ピアカウンセリング。精神のピアサポーターの育成（ロールモデルとして）</p> <p>⇒知ってもらっただけでは不足で、動機付けのためのまず関係づくりの動機付けが必要。社会資源のマップなど、気軽に相談のきっかけとなるようなツールがあるといい</p> <p>⇒相手のニーズや状況を的確にとらえられるような人材の育成も必要。</p> <p>⇒地域連携推進会議のことも報告できれば</p>	<p>障害福祉サービス利用者の計画相談支援利用率が向上し、障がい者支援センターが社会資源活用の動機づくり支援に十分な時間を使えるようになっている</p>	<p>福祉分野や相談内容によらず総合的に相談を受けることのできる相談窓口と連携した相談支援の仕組みが整っている</p> <p>ピアサポートの体制ができています</p>	<p>【相談支援部会】で【1】を検討していく</p>
	⑦ 【5】 ケアラー支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢の親が本人の就労・医療・福祉の多岐にわたる手続きを代わってやらねばならなかったが、それぞれを異なる窓口で相談する負担がとて大きかった。 子（児童）の度を越えた要求に応じることができない家族に、家庭での対応の助言や指導をするも行動に結びつかない 家族間で本人の支援についてての考えが対立していて、本人にとって適切な支援の検討が進まない。一部の家族に過度な負担によって生活が維持されている 単親家庭。障がいのある本人がきょうだいの面倒をみているが、学業に支障が出ている 障がいのある家族の不調時に小学生の子どもが付き添わなくてはならず登校できない 家庭外とのつながりのない孤立世帯で障がいのある本人が高齢の親の介護を担っていたがネグレクトの状態に。支援者の介入を拒みなかなか改善をはかれなかった 未成年の子（愛の手帳）が障がいのある両親のケアラーになっている状況を把握し、児童関係支援機関との情報共有や連携がうまくいかなかった 就労支援の相談を受けた際に、実家を出て暮らしたいが病気の親の支援があるためどうしたらよいかわからないという気持ちを聞いた 障がいのある本人（精神2級）が両親（要介護1/病気治療）、兄弟（精神科通院/精神科入院）の健康管理や生活サポートに多くの時間を割いている 単親家庭で精神疾患のある親から発達に凸凹のある子の療育や育児の相談受けている 	<p>ケアラーのニーズを抽出し課題を整理している</p> <p>ケアラーを含めた支援を役割分担、連携して支援している事例を共有する場がある（支援機関と家族の役割分担モデル）</p>	<p>福祉分野を越えて連携して支援する仕組みと体制が整っている</p>	<p>ケアラーがその人らしく生活できている</p> <p>⇒自らの生活を選択できる状況</p>	<p>早期発見、事例の共有【相談支援部会】</p> <p>①⑤⑩⑫と関連</p>

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場	
			【1】	【2】	【3】		
緊急時の受け入れ・対応	⑧ [5] 緊急時対応の標準化がされていない (緊急対応をできる事業所が増えない) (緊急時対応における連携) (緊急時対応に利用できる社会資源の不足) ＜相談、体制づくり＞	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対応が可能な短期入所事業所があるが、本人の病気や障がいによっては受け入れできない 緊急事態を乗り切るために過ごす場として病院での受け入れ(入院)を調整した 家族が新型コロナウイルスに感染したことにより本人の通所およびヘルパーの利用ができなくなり、急遽短期入所を探したが受け入れ可能な事業所がなかった 相談支援事業所から、本人の生活を支える家族の急病で緊急でサービス等の調整が必要になったため支援をしてほしいとの依頼が入った 児童(愛の手帳)の親が精神疾患を発症し、家庭内で担っていた役割を果たせなくなったため、制度・サービスの情報提供や家族間の役割補完の相談にのった 以前の緊急時対応後から、電話や訪問による家庭との接点を増やし、緊急時予防・対応プランを作成し備えていたため、緊急対応とその後の日常生活復帰が円滑に進んだ 	<p>基幹センター、SC、一部の相談支援事業所で「緊急時対応の流れ」を使用した緊急時対応を試行的に実施している</p> <p>試行的な実施から得た情報に基づいて、「緊急時対応の流れ」を更新している</p> <p>⇒検証して相談支援部会で更新 ⇒指針にも繋がる</p>	<p>試行的な実施から得た成果を関係者と共有している</p> <p>緊急時対応に有効なツールが示されている(生活状況調査書、緊急受け入れ可能な短期入所一覧など)</p> <p>相談支援事業所が「緊急時対応の流れ」を使用して、契約している利用者の緊急時対応を行っている</p> <p>緊急時の突発的な利用に対応できる事業所が複数あり、対応内容や対応能力、利用のルールや仕組みが整備されている</p>	<p>緊急時対応⇒サービス等利用計画の更新⇒緊急時予防(希望する生活の実現)の実践の好循環が地域全体で生まれている</p> <p>高リスクだが計画相談支援等の利用による備えができない家庭を見守る仕組みがある</p>	【相談支援部会】で検討	
	⑨ [3] 災害対策	災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 災害時にどこに避難すればよいのかという相談を受けた 	行政が個別避難計画の普及・啓発をしている	個別避難計画の試行的作成が進み、実効性のある計画にするための課題が整理されている	サービス等利用計画、緊急時予防・対応プラン、個別避難計画が連結して、障がいのある方の将来の暮らしに備えている仕組みが整っている	福祉総務課(協議) 障がい福祉課(実働) 相談支援部会(協議) 相談支援事業所(実働)
体験の機会・場	⑩ 十分なアセスメントを経ないグループホーム等のサービス利用開始により不応をおこす事例が多い ＜人材の確保・養成＞ シェアハウス含む	<ul style="list-style-type: none"> 家族からの話をもとに支援内容を検討し入居を受け入れたが、入居後に行動障害があることがわかり、支援内容の見直しが必要になった グループホームや入所施設への入所に向けてアセスメントや支援チームづくり不十分で、入所後に表面化する問題に対処することが難しかった どういふ暮らしをしたいかを考える体験の場がない 実際空気がない 	サービス等利用計画等のプランに基づいて体験の機会が活用され有効なアセスメントが行われている	入所前提ではない、体験の場がある 一人暮らしプログラムを共有している。	アセスメント能力が備わっている多様な体験の場がある	サービス等利用計画に基づいた計画的な体験の場の利用が地域全体で行われている	
専門的人材の確保・養成	⑪ 相談支援事業所の運営や支援力向上を支える仕組みづくり ＜体制づくり＞	<ul style="list-style-type: none"> 主たる介護者である家族の病気により緊急的、期間限定で短期入所の月31日支給が認められたが、その先の暮らしを継続的に支える支援体制づくりが行われない 					
	⑫ グループホームの運営や支援力向上を支える仕組みづくり ＜体制づくり＞	<ul style="list-style-type: none"> 生活の継続に欠かせない受診等の医療サービス利用の支援が提供されず本人が困っている 夕方や休日の過ごし方を相談できず困っている 本人が利用(入居)ルールを十分に理解できず守れなかったことから退居を求められた。グループホームは本人の障がい特性に応じて、ルールを理解し守ることを支援することができなかった 高齢化に伴い身体介護が必要になってきたが対応が難しかった 事業所が主たる対象としていない障がいがある方を受け入れたが、深刻化する行動障害への対応が難しくなっている 事業者の事情により急にグループホームの閉鎖が決まり、利用者や家族が生活の激変を迫られた 高次脳機能障がいのある方(記憶定着困難、車いす利用/精神障害者保健福祉手帳)がグループホームに入居したが、当該グループホームは通院や外出の支援を行っていないため、高齢の家族が毎回対応している 健康管理支援や買い物支援などをめぐって本人とグループホームとの間でトラブルが続き、退居することになった グループホームに入居したが週末は職員が配置されていないため、実家に帰らなくてはならない 身体機能の低下により常時2名の職員での介助が必要になり、安全に過ごすための職員体制を安定して確保することができない <p>・GHの支援範囲が(通院同行等)ははっきりしない。</p>	<p>人材育成ニーズの調査を行い、ニーズを把握している</p> <p>事業所が活用できる研修の情報が発信されている(定例の「相談・検討の場」の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメント 個別支援計画作成 連携支援 <p>事業所としての役割、機能、支援内容等、運営課題を検討する場がある</p> <p>アセスメントについてのスーパービジョンを行っている</p> <p>アセスメントの勉強会を行っている</p> <p>アセスメント支援ツールがある</p> <p>事業所の連絡会(交流会)が行われている</p> <p>情報の一元化と発信がされている(市のHPに研修の一覧を載せる)</p>	<p>事業所間の人材交流があり相互に支援力を高め合っている</p> <p>高齢者福祉分野と共通のニーズがある研修を協働で開催している</p>	<p>支援のスペシャリストを相互に派遣し合い、アセスメントや支援方法の助言をする仕組みが整っている</p> <p>地域の人材育成ニーズ(多様な障がい特性)に対応した研修を企画する場があり、計画的に研修を開催している</p> <p>事業所だけでは解決できない運営課題を解決する仕組みや制度を設けている</p>	GHのワーキング 人材育成のについての検討の場	
	⑬ 行動障がいに対応できるヘルパー人材の不足	<ul style="list-style-type: none"> 行動障がいに対応できるヘルパーが限られていて、必要な時間数のサービス提供を受けられない 					
	⑭ 就労移行支援事業所の支援力向上(事業者満足が中心になっていないか)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が無職の両親や未就学含む兄弟の面倒をみながら就労に向けた訓練をしようとしていることが申請時に分かったが、就労移行支援事業所は連携支援の必要性を考えていなかった 					

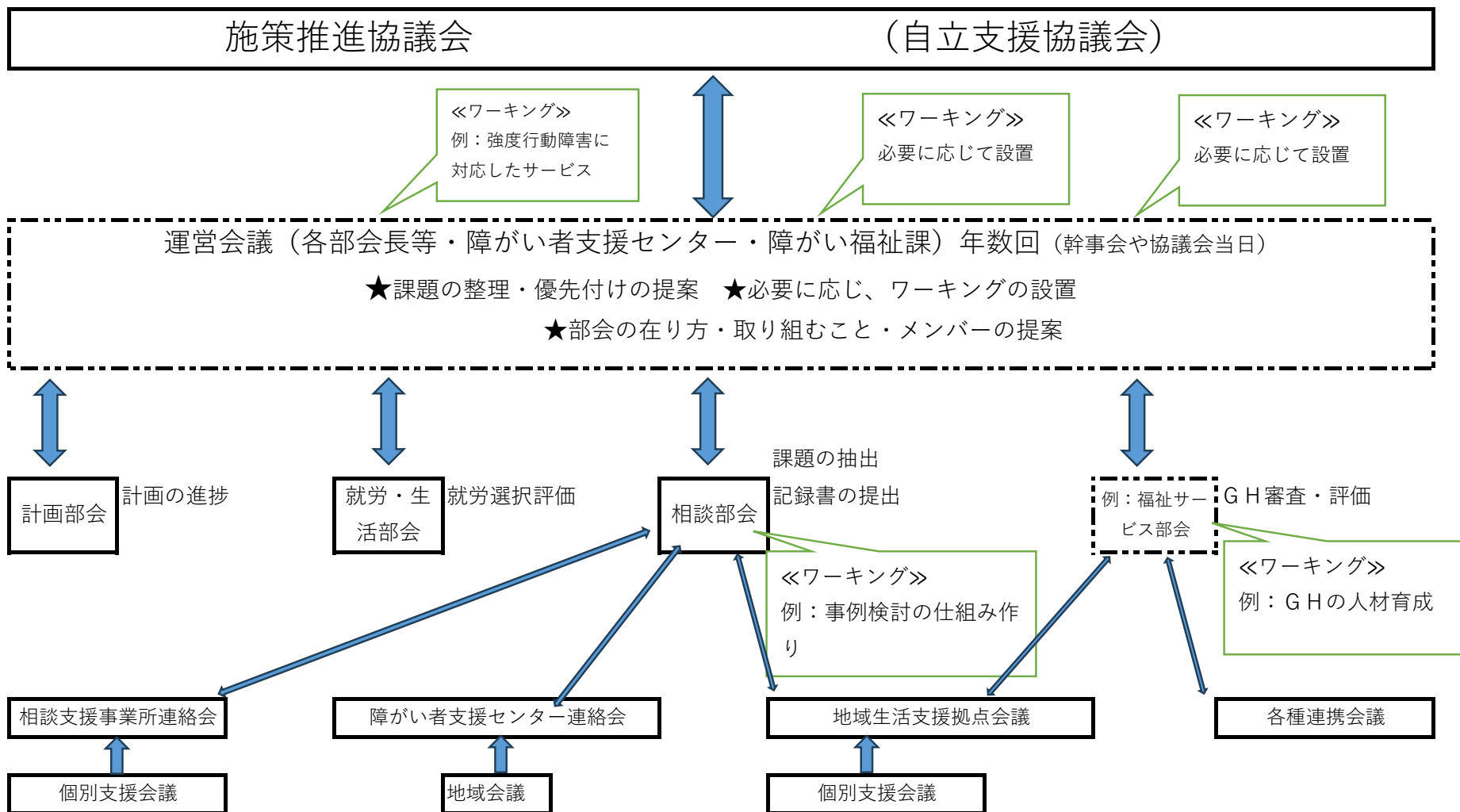
機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			【1】	【2】	【3】	
⑮ 【4】	地域課題の解決に向けた協議の場が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 事例を通して地域課題の把握が進んでいるが、課題解決に向けた協議が始まらない 	個別支援会議やネットワーク会議で、事例を通して地域課題を共有している ⇒市のHPで情報公開をしている	個別支援会議やネットワーク会議で把握された地域課題や解決提案が障がい者施策推進協議会（自立支援協議会）に報告されている。 ⇒運営会議の設立（調整機能、基幹や各部会から集まり、課題の整理、優先順位付け、作業部会の設置）	障がい者施策推進協議会（自立支援協議会）で地域課題が整理・分類され、それぞれの課題に対応した協議の場が設けられている	相談支援部会 ⇒施策推進協議会に調整機能を有する運営会議を持つよう働きかけていく
⑯ 【1】	家庭への支援を円滑に連携して実施する体制づくり (障がいのある親と子、高齢の親と障がいのある子など) <相談>	<ul style="list-style-type: none"> 親が障がいのある本人のサービス利用をはじめとした生活全般を支えてきたが、高齢化に伴いできなくなってきた 高齢の親から、病気で退職し20年以上同居している本人の生活を心配しての相談、親自身も認知機能低下を心配し、高齢者支援センターへの相談につながった 本人（親）のヘルパー利用の相談であったが、障がいのある子の発達支援や教育、育児についての課題解決も必要であった 障がいのある子の養育環境を整えるために、障がいのある親への支援が重要であった 特別支援学校や特別支援学級不登校の相談が増えている 家庭や本人のニーズ、価値観を高齢と障がいの関係機関が共通に理解して支援をすることが難しかった 障がいのある子のサービス利用内容を家族と共有し、利用開始に向けた調整をしたが、家族が行動に移すことができず滞っている 本人の障害福祉・医療サービス利用を家族がなかなか受け入れることができず、生活状況や病状が悪化してしまった キーパーソン不在で複雑に問題が絡み合った家庭（精神障がいのある本人・高齢要介護の親）の支援方針や計画、支援内容の調整を主導する役割を担う支援者が不在で、支援が膠着状態になった 	好連携事例の共有やニーズに応じた支援チームづくりの相談をする場がある	家庭への支援を福祉・保健・医療・教育などの多機関が連携して共通の方針で実施する風土（それが当たり前）があり、ニーズに応じて迅速に支援チームがつけられている	他機関連携支援のモデルが複数パターン作られ、地域全体で活用されている ・8050家庭 ・育児困難家庭 ・不登校 など	<ul style="list-style-type: none"> 【1】障がい者支援センター連絡会で地域の会議内容を検討し、事例検討の場の設置にむけていく ⇒【相談支援部会】へ報告 ①⑤⑦⑩と関連 〇こととの連携
⑰		<ul style="list-style-type: none"> 常時の医療的ケアが必要で、訪問サービスを利用しながらも家族が仮眠程度の睡眠でケアを続けている。入所施設や短期入所を希望しているが受け入れ先が見つからず、病院が例外的なレスパイト入院を受け入れている 成長と共に自力歩行が可能となるも手厚い医療的ケアが必要なたため通所先が見つからなかった 気管切開を実施し医療的ケアが必要になったため保育園に通えなくなった 強度行動障がいのある方が気管切開をした。通所サービス、家族のレスパイト目的の短期入所や療養病院を探しても見つからない 病気の悪化予防のために安静と常時看護対応が必要だが、本人には知的障がいがありその理解が難しい。また、常時看護対応が可能な入所・通所施設がないため、病状悪化リスクが高い状態で生活している 居宅介護・重度訪問介護事業所の事情でサービス提供の変更や中止、撤退が相次ぎ、本人の生活が安定しない 公的サービスの前段階で継続的な関わりや居場所を必要としているが社会資源が見つからない 移動支援の単価が低く受けられないという事業所が増えている 移動支援が対象とする年齢や利用目的に合致せず移動ニーズに対応できない 余暇の過ごし方を考えるうえでの情報や選択肢が乏しい 視覚障がいのある方がフレイル予防のための活動の場を希望されたが見つからない 主たる介護者が倒れるという緊急事態から生活を立て直すために長期の短期入所を探したが見つからず、市外を利用せざるを得なくなり通所事業所変更を余儀なくされた 身体障がい対応の入所施設に入所したが、障がい重度化により利用継続できなくなり、次の生活の場が見つからなかった 家庭で生活していくことが難しい児童が入所できる施設が市内や近隣にない 愛着形成に課題があり支援関係を結ぶことが難しい 	障がいの特性によって多様なニーズがあることを踏まえ、どのような社会資源がどれくらい不足しているか、実態を把握している	不足している（充足されない）理由を分析し、対策を検討している	障がい者プランに整備計画が具体的（定性・定量）に記載され進捗管理されている	
⑱	<ul style="list-style-type: none"> 障害児・者の生活を支える社会資源不足 重度の障害（強度行動障害、重症心身障害など） <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア 生きがいづくり 移動手段 ヘルパー 共生型 <人材の確保・養成>					



機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			【1】	【2】	【3】	
地域の体制づくり	⑱ 強度行動障がいに対応した障害福祉サービスの不足	<ul style="list-style-type: none"> 強度行動障がいのある人の支援をできるヘルパー事業所が限られていて受け入れ先がない 移動支援から行動援護に切り替えたいが、行動援護に対応できる事業所が少なく、切り替えが本人の不利益になる 強度行動障がいに対応できるヘルパーが限られていて、必要な時間数のサービス提供を受けられない（再掲） 	強度行動障がいに対応できる障害福祉サービス事業所の情報が共有、活用されている 対応可能な事業所不足の要因を調査・分析し、把握している	事業所間の人材交流を行うネットワークがあり、相互に支援力を高め合っている	強度行動障がいのある人の支援を依頼するときに、対応可能な事業所の選択肢が複数ある	
	⑳ 障がい者の高齢化に対応したサービスの不足	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がいのある人の高齢化速度に制度が追いつかない。65歳を迎える前に身体機能の低下が生じてくる事例がある 65歳未満であっても加齢に伴い身体機能が低下していくが、それを補うリハビリに特化したサービスがない 65歳未満のグループホーム入居者が高齢化に伴う身体機能低下で外出が難しくなった。（家族の意向で愛の手帳を取得しておらず、身体障害者手帳も1級ではないため、移動支援の対象とならず、グループホーム入居者であることから居宅介護（通院等介助）も使えない） 	障がい者の高齢化に伴うニーズを把握している ⇒事例を積み重ねる 障がい者の高齢化に対応して生活介護事業所等が行っている工夫（プログラムなどの情報）が地域のなかで共有、活用されている 障がいの通所でリハビリを取り入れるなどの工夫をしている 障がいの支援者が高齢化に対応している	共生型サービスの必要性、有効性が共有され障がい者プランに整備計画が記載されている	共生型サービスなど、障がい者の身体年齢に対応した社会資源増え、ニーズに応じて選択できるようになっている	地域の会議内容を検討し、 高齢と障がいの合同の現場事例検討の場の設置に向けていく ⇒【相談支援部会】へ報告 ①⑤⑦⑩と関連
	㉑ 権利擁護支援の体制強化<相談>	<ul style="list-style-type: none"> 親が自分の思いで本人の利用するサービスや事業所を決めていて、本人の意思を確認できない 保佐人が高圧的で本人の希望に無関心 家族による障がいのある児童への虐待により施設入所していたが、十分な虐待防止策が講じられる前に家族の強い意向により、保護解除された。その後虐待が再発した 	意思決定の好支援事例を共有する場がある 虐待案件が疑いも含めて通報される仕組みが整っている	意思決定支援のモデルが作成され活用されている （成年後見のフォーマットを利用し本人の言葉の積み重ねを聞き取っていくやり方） 虐待通報事例の検証がされ、虐待発生要因の分析、防止策の検討がされている		高齢・障がい者虐待防止連絡協議会
	㉒ 生活の継続に必要な経済的基盤を整えるための支援の連携がうまくいかない	<ul style="list-style-type: none"> 生活費を管理できず、生活維持が困難で、生活支援課も支援が難しいことから成年後見申立て準備を進めている 相談窓口から成年後見申立て支援開始の要件に自己破産手続き完了が示されたが、その手続きを支援する担い手がおらず、支援体制づくりが滞った 家族が親亡き後の本人の財産管理などの選択肢として成年後見制度利用を考えたが、制度が難解で利用手続きが進まなかった 地域権利擁護事業を利用しているが、本人や家族が支援の必要性を理解することができず生活に必要な金銭が不足してしまう 	好連携支援事例を共有する場がある <ul style="list-style-type: none"> 動機づくり支援 制度利用支援 役割分担と連携 	権利擁護等支援検討委員会が広く活用されている		社会福祉協議会（中核機関）
	㉓ 生活の連続性を踏まえた福祉と医療の連携体制が十分に整っていない<相談>	<ul style="list-style-type: none"> 退院後の生活を支える支援チームがつけられる前に退院になることがある 退院後生活の準備の整い具合とは無関係に退院日ありきで退院になることがある 脳出血で入院、自宅での生活を再開するためにどのようなサポートを活用するか本人の理解に合わせて準備を進めたが、退院日までに生活基盤を整えることが難しかった。 本人は一時的な入院で回復し退院が決定するも、親のメンタル不調など家庭での受け入れが困難であったため、短期入所を急遽探すも調整が難しかった 	医療と福祉で課題を共有する場が定例で設けられ解決に向けた協議がされている 入院した日から退院にむけて動く体制がある	入院中からの支援チームづくりが標準化されている		相談支援事業所連絡会 ⇒研修会（病院のMSWから退院支援についてなど）を実施する
	㉔ 介護保険サービスと障害福祉サービスの使い分け、併用（若年性認知症の方に合ったサービス）<相談>	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症の方の介護保険サービス利用を調整したが、経済的事情で受け入れ先が見つからず、障害福祉サービスで対応した 障害福祉サービスから介護保険サービスにゆるやかに移行するために期間限定の両制度併用を相談したがスムーズに進まなかった 障害福祉サービスの居宅介護（家事援助）を利用していたが、65歳を迎え介護保険サービスの訪問介護に切り替わると、同居家族がいることで家事支援を受けることができなくなってしまった 	高齢者支援センターや居宅介護支援事業所（ケアマネ）と課題が共有されている 相談支援の指針の再作成	高齢者支援センターや居宅介護支援事業所（ケアマネ）と課題が共有され、制度等に関する共通理解を土台に解決が図られている 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行、両サービスの併用について、個別の事情やニーズに応じて柔軟に対応する支援体制が整っている	共生型サービスの必要性、有効性が共有され障がい者プランに整備計画が記載されている	障がい福祉課 相談支援事業所連絡会
	㉕ 自治体間の制度格差を踏まえたサービス利用調整	<ul style="list-style-type: none"> 町田市外のグループホームに入居した人が当該自治体市民を対象とした支援機関（地域活動支援センターなど）を利用できない 他自治体から転入してきた方のサービス利用の引き継ぎがうまくいかなかった。支給基準などの違いによって前住地で利用していたサービスが使えなかった 	行政、基幹センター、SCの役割が可視化されている（相談支援指針） 自治体間の制度の違いが一覧になって公表されている	自治体間の協定を結ぶなど、相互に支援機関を利用できる方法を検討している	自治体間で相互に支援機関を利用できる環境が整っている	相談支援事業所連絡会

機能	課題 「事例報告および地域課題整理シート」「ネットワーク会議報告書」「町田市地域体制強化共同支援記録書」	課題の具体例	達成目標			課題解決に向けての協議の場
			【1】	【2】	【3】	
機能	②⑥ 生活維持が困難になる可能性のある高リスクの家庭を発見、見守る体制 ・福祉サービス等の助けの必要性を感じない ・助けの必要性を感じているが発信できない ・医療や福祉の中断 ＜緊急時対応、相談＞	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズはあるが本人や家族が相談することを拒んでいてアプローチできない ・主たる介護者が倒れたら生活が立ち行かなくなる家庭（高齢両親と知的障がいのある兄弟）と支援機関が認識して予防的アプローチを試みていたが、受け入れてもらえず、結果として希望する生活の継続ができなくなってしまった ・親族の関係機関から親子の安否不明の相談が入り確認したところ、ライフラインが止まり、障害者手帳も失効するなど、生活を維持できる状況になかった ・家庭のキーパーソンが死去したことで医療中断、障害者手帳や自立支援医療の更新がされず、孤立していた ・知人から福祉サービス利用のない高齢親子を心配する相談が関係機関に入り訪問したところ、重篤な怪我と感染症で入院治療が必要な状態であり、親は認知症、子は精神疾患があることがわかった 	<p>高リスク家庭（高齢者と障がい者世帯等）の「もしも」のときを日常から検討する場がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高リスク家庭（ニーズ）の把握⇒見守りチームづくり⇒家庭との関係づくり⇒社会資源活用 <p>障がい者施策推進協議会が障がい者・家族向けに「将来の暮らしへの備え」を啓発する講演会等、啓発活動を定期的に行っている</p> <p>緊急時予防プランの普及</p>	好連携事例の支援ノウハウが地域全体に広がり活用されている	個人情報保護を遵守したうえで地域住民や警察等と連携した支援をする仕組みができています	相談支援部会 ⇒ 施策推進協議会に調整機能を有する運営会議を持つよう働きかけていく
	②⑦ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築	<ul style="list-style-type: none"> ・医療観察法に基づく処遇終了後に精神症状が重度化し生活に大きな支障が生じる事故が起きてしまった ・陽性症状の激しい重度の精神障がいのある方を受け入れ可能な障害福祉サービス事業所が見つからない ・心身の不調が著しく生活の維持が困難。主治医は入院の必要性を感じているが本人希望せず受診も滞っている。本人の希望や意思決定は生活破綻を助長する内容が多く、支援機関が役割範囲を越えた対応をしている ・本人の言動から被害関係妄想があると思われたため保健所や精神科病院への相談を進めたが受け入れられなかった ・病気を受容することが難しく降薬できないため入院を繰り返している。入院を繰り返すごとに認知機能や生活能力が低下し、生活の維持が困難になってしまった ・症状が再燃し入院の相談をしたが、本人が退院後の生活を考えることが困難な状態で退院後支援の方針（サービス利用）を説明することを求められ、説明できないことで入院受入困難と判断された ・著しい精神症状のため通院が難しいため、通過型グループホームでは通院同行支援（送迎）をしていたが、グループホーム退居後はその支援がなくなり、通院が滞った 	<p>「にも包括」を支える支援機関の特長や提供可能な支援内容などの情報が共有されている</p> <p>医療と福祉の連携支援モデルが可視化されている</p>	「にも包括」協議の場で地域課題の把握がされている	障がい者施策推進協議会（自立支援協議会）と連携して地域課題の整理・分類し、それぞれの課題の解決を図っている	地域精神保健福祉連絡協議会 ⇒ 検討事項としてあげていく
	②⑧ 障害福祉サービスの支給基準を超えた利用の相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる介護者である家族の病気により緊急的、期間限定で短期入所の月31日支給が認められたが、今後の生活を継続的に支える支援体制づくりが行われ（再掲） 	事業所と支給基準を共有し、例外的な利用が必要な個別の相談をしている			市内の資源確保に向けたGHのワーキング
	②⑨ 障がい者差別解消	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションや説明の理解が苦手な方が保険年金課、市民税課、街角の年金相談センターなどの窓口で手続きをする際に、本人のコミュニケーション力や理解力に合った説明や手続きの進め方をするなどの配慮がなかった 	行政や行政に関連する機関において窓口等において行うべき合理的配慮を理解するための研修が行われている	行政や行政に関連する機関の窓口において、障がい支援に関する支援者のサポートなしで合理的配慮が行われている		施策推進協議会

町田市自立支援協議会のイメージ(案)



2025 年度（仮称）町田市手話言語条例検討部会の活動報告

1 部会の目的と開催経過

(1)目的

「（仮称）町田市手話言語条例」を検討し、町田市障がい者施策推進協議会の答申案を作成する。

(2)開催経過

第 1 回検討部会 2025 年 12 月 24 日

第 2 回検討部会 2026 年 1 月 20 日

2 会議の内容

(1)手話言語の法制化について

東京都聴覚障害者連盟事務局長でもある越智部会長から、「手話言語の法制化について」というテーマで、委員全員で共通認識を持つべき知識について講義いただき、その内容に対して意見を述べ合う形で、各委員の問題意識を共有しました。

(2)検討部会における主な検討事項(案)について

（仮称）町田市手話言語条例を具体化するうえでの主な検討事項について、「①前文・目的・基本理念」「②市の責務」「③市民の役割」「④施策」とすることを決定しました。

議論では、施策の議論において、委員から例示のあった手話サークルによる普及啓発の取り組み以外に、手話を学習・取得する機会である手話講習会も含めて議論の対象とすることを確認しました。

(3)検討部会の検討スケジュール(案)について

（仮称）町田市手話言語条例を具体化の検討スケジュールについて、2025 年度から 2027 年度にかけて検討することを確認し、決定しました。

検討部会では、各年度に開催予定の懇談会に対する検討部会の関わり方について、検討部会委員も開催側として参加することを確認しました。

(4)アンケート調査の実施及び学習会兼懇談会の開催(案)について

手話言語条例の具体的な条文検討に向けて、2025 年度中にアンケート調査の実施及び学習会兼懇談会の開催について検討し、検討部会における議論を踏まえて決定しました。

アンケート調査は、事務局から当事者と民間事業者を対象とすることを提案いたしました。その提案のうち、当事者を対象としたアンケートでは、当初、「手話を必要とする聴覚障がいのある方」とし、手話通訳利用者を主たる対象としていましたが、その範囲を「身体障害者手帳 部位別等級：聴覚障害 2 級・3 級」まで拡大するものとなりました。

また、民間事業者を対象としたアンケートでは、当初、医師会・歯科医師会・薬剤師会に加入する医療機関、商工会議所・法人会に加入する事業者、市内で運行する交通事業者を対象としていましたが、その範囲を青年会議所に加入する事業者、市内にキャンパスを有する大学まで拡大するものとなりました。

学習会兼懇談会は、越智部会長を講師として、手話言語条例のことを知らない当事者（参加者）と共通認識を持つことができるように、基礎的な知識を学習する学習会と、手話で直接意見表明をしたい当事者が意見を述べる場として懇談会を 2 部構成で開催することを確認しました。

(5) アンケート調査票(案)の検討について

(4)の議論を踏まえて、当事者と民間事業者を対象としたアンケート調査の調査票(案)を検討し、検討部会における議論で出た意見を踏まえて修正した内容で実施することを決定しました。

調査票は、事務局から提案した設問、選択肢、周知用リーフレットに対して、設問・選択肢の追加、設問・選択肢の文言の修正、リーフレットの表現修正など、回答者が回答しやすく、迷いにくい調査票にする視点から議論を行って決定しました。

3 2025 年度の成果

(1) (仮称)町田市手話言語条例の主な検討事項及び検討スケジュールを決定しました。

(2) 下記のアンケート調査を実施しました。 ※協議会開催時点で実施中

(当事者向け調査名)「聴覚障がいのある方の意思疎通に関するアンケート調査」

(民間事業者向け調査名)「聴覚障がいのある方との意思疎通に関するアンケート調査」

※いずれも調査回答期限は 2026 年 3 月 2 日まで。

(3) 手話言語条例 学習会兼懇談会を開催しました。 ※協議会開催時点で未開催

(開催日時)2026 年 3 月 1 日(日) 13 時 30 分～16 時 30 分

(開催場所)市庁舎 2 階 市民協働おうえんルーム

→アンケート調査結果及び学習会兼懇談会の開催結果は、報告書として 2026 年度に開催する第 3 回検討部会までに取りまとめます。

4 2026 年度の開催予定

2026 年度は、検討部会を 5 回開催予定(第 3 回～第 7 回)。

※第 3 回検討部会では、2025 年度に実施したアンケート調査及び学習会兼懇談会で集めた意見を確認し、何を重視して条文検討を行うのか検討する予定です。

※第 4 回～第 7 回検討部会では、第 3 回検討部会の議論を踏まえた具体的な条文検討を行います。

「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」制定後の障がい理解啓発活動の報告

1 2025年度の主な活動内容

2024年度に引き続き、出前講座やチラシ配布を行ったほか、広報紙やSNSでの発信を行いました。

加えて、昨年度の市民参加型事業評価の結果を受けて民間事業者や学校など他団体と連携・協働に力点を置いた啓発活動を行いました。

啓発にあたっては4月に改訂した「心のバリアフリーハンドブック」活用してより伝わりやすい周知に努めました。

活動回数は20回でした。主な活動内容を報告します。

活動時期	イベント取組名	内容	連携・協働先
	心のバリアフリーハンドブックのポスター、広報まちだ等でのデフリンピック関連記事の掲載、Xでの配信	心のバリアフリーのポスターに車椅子モデルを起用。デフリンピック関連では手話に関するコラムを掲載	
2025年 7月4日	商工会議所合理的配慮勉強会	市内飲食店で店員さんが合理的配慮を実践しながら学び、その様子を動画で撮影。障がい福祉課からは条例と合理的配慮について説明をし、心のバリアフリーハンドブックについても動画で紹介。	町田商工会議所・ 餃山堂
2025年 9月10日	南第三小学校心のバリアフリー・差別解消条例講義	心のバリアフリーと条例について説明。	南第三小学校 4 年生
2025年 12月1日	デジタル技術を活用したスポーツ体験・交流ブース	障がいがある人が自身で操作できるよう加工・開発された福祉用具等を用いて行う「eパラスポーツ」や、身体の動きと連動するコントローラー等を使い、障がい	東京都

		ある人でも気軽に体を動かす「バーチャルスポーツ」の体験ができるブースを出展。	
2025年 12月3日	心のバリアフリーの日	町田商工会議所との共催で合理的配慮を促進するための取組。市内協力店に筆談ボードでの対応や、車椅子のサポートなど、各店舗等の事情に応じた合理的配慮の取組みを日頃よりも一歩進めて実施。	町田商工会議所
2026年 1月18日	FC 町田ゼルビア障がい等理解促進講座	FC 町田ゼルビアのファン・サポーターに対し、障がい等に関する理解促進講座を実施し、その後アンケートを実施。市・ゼルビアHPで取組みについて市民に周知。	子ども発達支援課 株式会社ゼルビア

2 活動の成果

これらの活動により、ちよこっとアンケートによる条例の認知度が2024年12月の10.8%から2025年12月は17.3%に向上しました。今後も取組みを継続していきます。

日中サービス支援型グループホームの評価結果について

開催日	第2回町田市障がい者施策推進協議会（2025年10月2日（木））
事業者	事業者A
評価結果	<p>1 評価</p> <p>町田市では、医療的ケアが必要な方や介助量の多い重度の障がい者が利用できるグループホームを求めています。</p> <p>上記のニーズに対し、本計画では、人員配置、医療との連携、支援の内容及び質、地域との関わり、設備に関して不十分な点が見受けられました。</p> <p>項目2の付帯意見に十分留意し、適切な事業運営を検討すること。また、地域の障がい者支援センターや社会資源等と連携し、医療的ケアが必要な方や介助量の多い重度の障がい者の積極的な受入れに努めること。</p> <p>2 付帯意見</p> <p>①人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員体制及び夜間体制については、人員が不足する場合の緊急時も含め、支援が滞ることなく安定的に提供できる体制を整えること ・医療的ケアが必要な方に対する支援体制や精神障がい者に対するメンタル面での支援体制が不十分と考えられるため、看護師や公認心理師等の専門職の配置に向けた検討を行い、体制強化に努めること <p>②医療との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療（医療機関、訪問診療、訪問歯科、訪問看護等）との連携を積極的に行い、緊急時に迅速な対応ができるようにしておくこと。なお、入居者によっては馴染みのある医師や看護師がいることから、入居者のニーズに対応できるよう地域の医療との連携に努めること <p>③支援の内容及び質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当ホームにおける日中活動の充実化を図ること ・知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者に対する障がい特性を理解した支援を提供できるよう、それぞれの障がいに応じた具体的な支援方法を明確にすること ・高齢化に伴う重度化も見据え、重度の障がい者への支援力を向上させるためにも、支援に必要な知識、技術が習得されるよう、必要な研修（強度行動障害、各障がい特性、生活支援、虐待防止、権利擁護など）の時間を十分に確保すること <p>④地域との関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民への周知は、回覧板ではなく、開設前に説明会を行うことが望ましい ・入居者が地域との交流や社会的な活動に参加できるよう、当ホームにおける地域との関わりを具体的に検討し、実施すること <p>⑤設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風呂や居室へのリフトやトイレへの手すりの設置など、高齢化に伴う重度化も見据え、重度の障がい者が利用しやすく支援員にとっても介助しやすい設備を検討すること

開催日	第3回町田市障がい者施策推進協議会（2025年11月21日（金））
事業者	事業者B
評価結果	<p>1 評価</p> <p>町田市では、医療的ケアが必要な方や介助量の多い重度の障がい者が利用できるグループホームを求めています。</p> <p>上記のニーズに対し、本計画では、人員配置、受入れ基準、医療との連携、支援の内容及び質、支援員の育成及び確保、地域との関わりに関して不十分な点が見受けられました。</p> <p>項目2の付帯意見に十分留意し、適切な事業運営を検討すること。また、地域の障がい者支援センターや社会資源等と連携し、医療的ケアが必要な方や介助量の多い重度の障がい者の積極的な受入れに努めること。</p> <p>2 付帯意見</p> <p>①人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な方の受入れについて、現時点では想定していないが将来的には検討していくとの説明があったことを踏まえ、今後の医療ニーズの増大に対応できるよう看護師等の専門職の配置に向けた検討に努めること <p>②受入れ基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な方や介助量の多い重度の障がいのある方の受入れ基準を具体的に設定すること。なお、医療的ケアが必要な方と強度行動障がいのある方を同時に受け入れる場合については、安全確保の観点から管理上のリスクが高いため、どちらかのニーズに特化させること <p>③医療との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 町田市内の医療（医療機関、訪問診療、訪問歯科、訪問看護等）との連携を積極的に行うこと 緊急時対応マニュアルについては、家族の援助が困難な方が入居するケースも想定したマニュアルに見直すこと <p>④支援の内容及び質</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居者の高齢化に伴う介助量の増加を想定し、支援方法を具体的にしておくこと ホーム内における日中活動のプログラム内容が具体的でないため、充実化を図るとともに、地域行事への参加など地域との交流をプログラムに組み入れること 全介助の方の入浴回数（規定回数：原則週3回）について、規定回数以上の入浴を希望される方がいた場合は可能な限り柔軟に対応すること 同性介助の実現に努めること 入居者の確保・調整を行う担当者と現場の支援員との間で、入居者の状況について積極的な情報共有に努めること <p>⑤支援員の育成及び確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護及び虐待防止の研修に加え、ケース検討等の支援力アップに向けたより実践的な研修を継続的に実施するとともに、第三者によるチェックや外部機関との連携を含めた仕組みの整備を検討すること 聴覚障がいがある方の受入れに備えて、支援員が必要な知識を得るための研修を実施すること 離職者が出た際にすぐに人員を補充できるよう、人員確保の取組みに努めること <p>⑥地域との関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設前後の住民への説明会や情報提供、苦情・相談対応などの方法を明確にし、地域住民が安心して相談できる体制づくりや地域との交流を推進すること 高齢者福祉の関係機関との連携に努めること

日中サービス支援型グループホームの今後の評価について

1. 日中サービス支援型グループホームの評価

日中サービス支援型グループホームは、開設前および開設後年 1 回以上、自治体の協議会等による評価を受けることが義務化されている。今年度は、第 2 回と第 3 回の協議会で評価を行った（いずれも開設前の評価）。

2. 評価主体

町田市障がい者施策推進協議会

- 2025 年 11 月 21 日開催の 2025 年度第 3 回町田市障がい者施策推進協議会において、幹事会（石渡会長及び各部部长（堤委員、小野委員、根本委員）と事務局による協議会の事前打ち合わせ）にて評価を行うよう見直したいと事務局から提案いたしました。しかしながら、幹事会は議決機関でないため、日中サービス支援型グループホームの評価については、町田市障がい者施策推進協議会にて決定（承認）することにいたします。併せて、2025 年度第 3 回町田市障がい者施策推進協議会での「幹事会にて評価を行う」という提案は誤りであり、取下げいたします。

3. 課題

今後も評価案件の増加が見込まれる中、現在の町田市障がい者施策推進協議会（以下、「協議会」という。）の回数・時間の中に収めるのは困難な状況にある。そのため、今後どのように評価を実施していくか検討が必要。

4. 見直し案

(1) 評価時間の短縮

検討すべき議題が多いため、評価時間の短縮を行う

従来の 50 分～75 分（過去所要時間：第 2 回 75 分、第 3 回 50 分）から、以下のとおり 25 分～30 分に短縮する

項目	変更前 (第 2 回、第 3 回実績)	変更後
評価に関する事務局説明 事業者会場入り・準備	10 分	5 分
事業者説明	10 分	5 分
質疑応答	10 分～15 分	10 分
委員による意見交換・評価	20 分～40 分	5 分～10 分
合計	50 分～75 分	25 分～30 分

【評価全体の流れ】・・・これまでの流れから変更しない。

事業者からの提出資料及び評価表の事前送付 → 協議会での事業者説明・評価 → 市による評価結果の作成・事業者への送付 → 協議会への結果報告

5. 今後（2027年度以降）に向けての評価のやり方を検討する

- 協議会の回数を増やす
- 日中サービス支援型グループホーム評価に関する専門部会の新設
- 提出資料の検討（資料の削減）